

意見書案第 22 号

「要支援者」を介護保険給付の対象者から

外さないことを求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

平成25年12月18日提出

提出者	中間市議会議員	青木孝子
賛成者	〃	田口澄雄
〃	〃	宮下寛

「要支援者」を介護保険給付の対象者から外さないことを求める意見書

厚生労働省は、介護保険で「要支援1・2」と認定された高齢者に対するサービスの総費用額に上限を設けて、伸びを抑制する方針を示しました。これに基づいて、要支援1・2の認定者に対する配食・見守り・生活支援サービスなどを介護保険給付の対象から外し、ボランティアやNPO、民間企業の配食サービスなどを活用して行う地域支援事業に委ねます。

事業内容は市町村の裁量とされ、介護にあたる人員や運営の基準もなく、これまで受けていた専門のヘルパーによる生活支援が取り上げられることとなります。また、サービスの地域間格差も懸念されています。

特にヘルパー事業は昨年から利用時間が短縮され、サービスが受けられないなど大きな影響が出ています。生活援助そのものがなくなれば、まさに「保険あってサービスなし」になってしまいます。公的介護は専門性を備えた職員でこそ支えることができます。ボランティアやNPO頼みでは高齢者の介護の重度化防止や認知症予防も進まず、かえって介護費用を増やすこととなります。

地域支援事業の財源は介護保険財政からであるものの「介護保険給付見込み額の3～4%以内」という上限があります。要支援者向けの事業にも上限が定められれば、サービスはばつさり切り捨てられることとなります。市町村によってサービスが提供されない場合は、利用者が個人負担でサービスを受けることとなります。

高齢者の生存権を保障するためにも、介護保険給付の削減を行うべきではありません。

よって、政府は、要支援1・2の認定者を介護保険給付の対象者から外さず、介護保険の充実を図るよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

中間市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 田村 憲久 様
財務大臣 麻生 太郎 様